宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、宿毛市補助金交付規則第１９条の規定に基づき、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金（以下「補助金」という）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（目的）

第２条　この補助金は、結婚の希望のある方が適当な相手に巡り合う手段のひとつとして、高知県が実施する出会い・結婚支援事業のマッチングシステム（以下「マッチングシステム」という）への登録を通じて、出会いの機会の充実や拡大を図ることを目的に、予算の範囲内において入会登録料の補助を行うものである。

（補助対象経費）

第３条　補助対象となる経費は、マッチングシステムの入会登録料とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という）は、次の(1)から(3)に該当し、かつ、(4)又は(5)に該当する者とする。

　(1) 宿毛市に住民基本台帳が登録され居住していること。

　(2) 宿毛市税を滞納していないこと。

　(3) マッチングシステムに登録を行っている本人であること。

　(4) 平成３１年４月１日以降にマッチングシステムに初めて登録をした者

　(5) 平成３１年４月１日以降にマッチングシステムに再登録をした者（ただし、過去にこの補助金を受けた者は除く）

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象者が支払った入会登録料に、別表の補助率を乗じた額とする。

（交付申請）

第６条　補助対象者が補助金の交付を受けようとする時は、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) こうち出会いサポートセンター発行のマッチング会員登録証（申請日時点で有効なもの）の写し

(2) 入会登録料の領収証

(3) 宿毛市税の完納証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）

(4) 同意書（第２号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めたときは、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付決定通知書（第３号様式）により、交付申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）が補助金の交付を受けようとするときは、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金請求書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

　(1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。

　(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。

　　　附　則

１　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和１０年５月３１日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第１０条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

　　　附　則

１　この告示は、令和４年７月１２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　平成３１年から令和３年度事業に関しては、改正後の規定によらず、なお従前の例による。

　　　附　則

１　この告示は、令和７年５月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

２　令和４年から令和７年度事業に関しては、改正後の規定によらず、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者の区分 | 補助率 |
| 平成３１年４月１日以降にマッチングシステムに初めて登録をした者 | 10/10 |
| 平成３１年４月１日以降にマッチングシステムに再登録をした者（ただし、過去にこの補助金を受けた者は除く） | 1/2 |

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

宿毛市長　　　　　　様

申請者　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付申請書

　宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付要綱第６条の規定に基づき、必要書類を添えて、申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請額 | 金　　　　　　　円 |
| 会員ＩＤ |  |
| 会員登録有効期間 | 　　　年　　月　　日~　　年　　月　　日 |

添付書類

１　こうち出会いサポートセンター発行のマッチング会員登録証（申請日時点で有効なもの）の写し

２　入会登録料の領収証

３　宿毛市税の完納証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）

４　同意書（第２号様式）

第２号様式（第６条関係）

同　意　書

私は、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金の申請にあたり、下記の内容について、市が調査することに同意します。また、市が調査で使用するための情報提供を行います。

記

１　住民基本台帳への登録状況の照会

２　マッチングシステムの会員登録状況の照会

３　暴力団の排除に係る調査および確認

４　補助申請後のマッチングシステムにおける成立状況等の確認

各調査を行うための情報提供

|  |  |
| --- | --- |
| 【住　　所】 |  |
| 【氏　　名】 |  |
| 【生年月日】 | 　　　年　　　　月　　　　日生まれ　 |
| 【電話番号】 | -　　　　　　　- |
| 【 メール 】 | ＠ |

　　　年　　　月　　　日

申請者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

第３号様式（第７条関係）

宿企第　　　号

年　　月　　日

（交付決定者氏名）　　　　様

宿毛市長

宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、通知します。

記

交付決定額　金　　　　　円

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

宿毛市長　　　　　　様

申請者　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付け宿企第　　　号で交付決定のあった宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金について、宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　　　円

２　振込先　　※申請者本人が口座名義人になっているものに限る

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種別 | 普通　・　当座　・その他（　　　　　　　） |
| 口座番号 | 口座番号は右詰で記載⇒ |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |